

一般社団法人日本ファンクショナルダイエット協会 会員規約

第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人日本ファンクショナルダイエット協会（以下本協会とする）の定款に定める会員となった個人、法人、または団体に適用します。

第2条（目的）

本協会は、病気予防、健康長寿のためのダイエット（食事法）と生活習慣についての最新知見を真摯に学び、社会に広め、食で日本を健康にすることを目的とします。

第3条（会員）

会員は本協会の目的に賛同し、機能性医学にもとづくダイエットについて真摯に学び、社会に貢献する志を持つことが期待されています。

2 会員は本協会員となるためには、本協会の主催する所定の講座を受講し、受講費用、登録料、年会費を納入する必要がある、以後毎年、年会費を納入する必要があります。

第4条（受講料）

本協会の主催する講座とその費用は以下の通りとします。

1 ケトジェニックダイエットアドバイザー養成講座

登録費用：16,200円（税込）

年会費：10,800円（税込）

テキスト代含む受講費用/受検費用：70,200円（税込）

合計 97,200円（税込）

2 上記1はその都度、下記費用を支払うことにより、何度でも再受講／再受検できます。

再受講／受検費用：32,400円（税込）

3 ケトジェニックダイエットシニアアドバイザー養成講座

受講資格：本協会認定ケトジェニックダイエットアドバイザー資格保有者

受講費用：一括 216,000円（税込）（全5回講義および筆記試験）

分割 54,000円（税込）×5回（全5回講義および筆記試験）

4 アカデミー会員

認定資格：本協会認定ケトジェニックダイエットシニアアドバイザー資格
保有者

年会費：10,800円(税込) 本協会員の年会費に加えて、左記会費が必要となります。

指導料：個別のプレゼンテーション、発表に関して、本協会から指導を受ける場合、各発表について、64,800円(税込)

第5条 (会員特典)

会員には以下の特典があります。

- ① 本協会の主催するセミナーの受講。
- ② 本協会の Facebook コミュニティへの参加。
- ③ 本協会の主催する会員向けのイベントへの参加。
- ④ 本協会関連商品の優待での購入。

第6条 (期間・年会費)

会員の年会費は以下の通りとなります。

年間：10,800円(税込)

- 1 会員の有効期限は、毎年1月1日から12月31日までとします。途中入会者の有効期限もその年の12月31日までとなります。
- 2 次年度の年会費は毎年前年12月末日までに納入していただきます。
年会費の納入をもって、会員資格の継続が認められます。
(例：当年11月に受講される方も、当年12月末日までに次年度年会費はお支払いいただきます)
- 3 本協会は、年会費を未納入の方については、会員資格存続の意思がないと見做し、会員資格を喪失させ、協会からの案内配信の停止、会員特典からの除外、協会員専用 Facebook コミュニティからメンバーアカウントの削除などの措置を取ることができます。

第7条 (年会費の払い戻し)

会員が一旦納入した年会費については、その理由を問わず、払い戻しは行わない

ものとしします。

第8条（ケトジェニックダイエットアドバイザー検定試験）

- ① 受講後に、ケトジェニックダイエットの実践とレポート提出が検定試験となります。

受講後6ヶ月以内に所定の様式に従いレポートを提出してください。

自己努力を怠ったレポートは再提出とします。

- ② 採点結果は、本協会事務局より個別に通知します。

受講後6ヶ月以内のレポート提出が不可能と見込まれる場合、本協会に理由を申請することによって、提出期限の延長ができます。申請なき場合は、再受講（再受講料：税込32,400円）が必要となります。

- ③ 不合格となった場合、第1回目の受講後1年以内に限り、何度でも受講及び受検をチャレンジできます。その際、再受講／受検料（税込32,400円）の納入が必要です。

第9条（認定資格）

第8条の検定試験合格者は、本協会のケトジェニックダイエットアドバイザーと認定し、第10条の特典が認められます。正式名称は、ケトジェニックダイエットジュニアアドバイザーとします。

第10条（ケトジェニックダイエットアドバイザーの特典）

ケトジェニックダイエットアドバイザーに認定された場合、第5条の会員特典に加えて、以下の特典が与えられます。

- ① 本協会発行の認定証授与。
- ② 本協会発行のケトジェニックダイエットアドバイザー認定カード交付。
- ③ 本協会WEBサイト上のアドバイザー紹介欄へのプロフィール掲載。
- ④ 「一般社団法人 日本ファンクショナルダイエット協会認定ケトジェニックダイエットアドバイザー」である旨を各種媒体において表示し、関連の商業的活動を行うことが可能。
(但し、これに関わる留意事項及び禁止事項は後記参照)
- ⑤ 自分のWEBサイトに本協会のリンクバナーを貼ることが可能。
- ⑤ ケトジェニックダイエットシニアアドバイザー講座の受講資格の付与。

※上記④に関わる留意・禁止事項。

- ・ ケトジェニックダイエットアドバイザー検定試験の課題であるケトジェニックダイエット実践レポートそのもの（本協会指定の要項、様式を含む）の公表は、他の受検者に対する不正行為となる可能性があるため、一切禁止する。
- ・ 会員が独自に開催するセミナーや講習会の開催の告知及び内容に関して、本協会が監修または公認したといった誤解を招く表現をしないものとする。会員は、「日本ファンクショナルダイエット協会が監修したものではない」旨の注釈を明記する義務を負う。
- ・ 商業目的でケトジェニックダイエット法に関する指導、サービスを様々な媒体を通じて提供する場合、事前に本協会に申告し、内容、方法、使用媒体等について了承を得るものとする。（なお、本協会の基準に従い、監修料の支払いを求められる場合もある。また、事前に本協会への連絡なく行った場合には、本協会から損賠賠償を請求される場合がある。）
- ・ 個人のホームページ・ブログ・SNS 等で本協会講師の写真データの無断使用、公式ホームページの転写引用は禁止される。
- ・ 本協会が正式な手続きを経て認定した推奨商品、推奨施設である場合を除き、本協会に無断で本協会との関連性がある商品または施設との表示をしてはならない。
- ・ その他第 19 条に該当する行為は禁止される。

第 11 条（ケトジェニックダイエットアドバイザー上級検定試験）

本協会の認定ケトジェニックダイエットアドバイザーは、全 5 回の上級講座を終了後、検定試験を受けることにより、シニアアドバイザーにステップアップできます。

- ① 受講資格：ケトジェニックダイエットアドバイザー検定合格者。
- ② 全 5 回の講義を受講後、筆記試験を行います。
- ③ 合格発表は、事務局より合格者に通知します。

第 12 条（ケトジェニックダイエットシニアアドバイザーの特典）

シニアアドバイザーには、以下の特典が認められます。

- ① 本協会との連携による、ケトジェニックダイエット普及を目的とするオープンセミナーを開催すること。開催条件及びオープンセミナー受講者の特典の詳細については、本協会事務局から別途連絡します。
- ② 本協会発行の認定証授与。
- ③ 本協会発行のケトジェニックダイエットシニアアドバイザー認定カードの交付。
- ④ 本協会 WEB サイト上でのシニアアドバイザー紹介欄へのプロフィール掲載。
- ⑤ 「一般社団法人 日本ファンクショナルダイエット協会認定ケトジェニックダイエットシニアアドバイザーです。」である旨を各種媒体において表示し、関連の商業的活動を行うことが可能。(但し、これに関わる留意事項及び禁止事項は第 10 条に準じます)
- ⑥ 自分の WEB サイトに JFDA のリンクバナーを貼ることが可能。
- ⑦ 当協会アカデミー会員資格の付与。

第 13 条 (アカデミー会員の資格)

- 1 JFDA アカデミーとは、ケトジェニックダイエットに関する研究を推進し、研究成果を本協会全体で共有するべく、ケトジェニックダイエットシニアアドバイザーを中心に構成される本協会の研究機関です。
- 2 アカデミー会員は、ケトジェニックダイエットシニアアドバイザーの資格を有する者の中から、本協会がアカデミー会員とするにふさわしいと考える方が選ばれます。

第 14 条 (アカデミー会員の特典)

アカデミー会員には、以下のような特典が認められます。

- ① アカデミー会員は、自身の活動、独自の研究成果等を、本協会の指導、監修のもと、本協会が主催する会で発表することができます。但し、発表内容は、事前に本協会本部の審査を受けなければなりません。
- ② 本協会が認めた発表を、本協会ホームページ上に掲載することができます。
- ③ 本協会理事長からチューターに指名されたアカデミー会員は、本協会から会員の発表に関する指導を有償 (チューター活動費として 1 件当たり

50,000円)で行うことができます。

第15条 (資格の更新)

ケトジェニックダイエットジュニアアドバイザー、およびケトジェニックダイエットシニアアドバイザー資格の更新は、5年に1回とします。更新時には本協会指定の講習の受講(1日・確認テストあり)が必要となります。

第16条 (変更の届出)

会員はその名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに本協会に変更手続きを行うものとします。

第17条 (個人情報)

本協会は、会員の個人情報を含む登録情報を本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。

第18条 (講師への有償質問) 別途ご案内

各認定講座受講後、本協会講師への臨床データを含む個別の質問は、セカンドオピニオンにも該当しますので有償となります。

(具体例)

*検査データなどの個人情報を含む質問

(例:血液中ケトン分画を測ってみたが、どの様に解釈するのか?)

*患者(疾病を持つ方)に関する質問

(例:この薬を飲んでいる方に、ケトジェニックダイエットを行ってもよいのか?)

1件の質問(1症例)につき、講師とのメールのやりとりを3往復までとします。料金は下記の通りです。

理事長 白澤卓二医師: 5,400円(税込)

副理事長 斎藤糧三医師: 4,320円(税込)

その他、協会が指定する医師: 4,320円(税込)

料金をお振り込みいただいた後、回答をお送りいたします。

※質問メールの送り先(ドクターへの直接のメール送信はご遠慮ください)

consult@functionaldiet.org

第 19 条（会員資格の喪失）

会員が以下の項目に該当する行為を行った場合、その資格を喪失します。

- ① 受講中の講義内容の録音、録画など本協会及び第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- ② 本協会および第三者の財産、肖像権、プライバシー等を侵害する行為。
- ③ 本協会（その役員、講師及び会員を含む）及び第三者を誹謗中傷し、又は誹謗中傷していると判断される言動や行為。
- ④ 犯罪にかかわる行為。
- ⑤ 公序良俗に反する行為。
- ⑥ 信用を損なうような行為。
- ⑦ 本協会のネットワークを利用して、政治・宗教に関わる勧誘、連鎖販売取引及びこれに類似する勧誘を行う行為。
- ⑧ 本協会から提供される情報を無断使用または改ざんする行為。
- ⑨ 運営する WEB サイトに有害なコンピュータープログラム等を送信、または書き込む行為。
- ⑩ 本協会の許可を得ずに、非公認で協会の実施する講義と類似するセミナーを開催したり、協会のテキスト、講演内容の全部または一部を二次使用する行為。また、本協会の講師、関係者の写真や氏名の利用など第 10 条及び第 12 条所定の禁止行為。
- ⑪ 医師法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表法）など、法令に違反する行為。
- ⑫ その他、一般常識から鑑みて明らかに不適切であり、本協会の対外的信用を損なうと判断される行為。

* 複数の会員から本協会宛てに当該会員の本協会や他の会員等に関する言動、書込みが、本協会や他の会員等に対する批判、非難等に該当する、あるいは、不愉快であるといったクレーム、苦情が寄せられた場合、本協会から当該会員に対して是正するよう通知したにも拘わらず、14 日以内に謝罪、是正がない場合、当該会員の言動、書込み等は、誹謗中傷行為に該当すると判断し、退会を命じることがあります。

*受講中に講義内容を録音、録画する行為が判明した場合には、退会を命じられるほか、その場で退室を命じることがあります。

第20条（その他）

会員活動において規約外の事態が起きた場合は理事会の審査にかけ、協議した上で判断するものとします。

一般社団法人日本ファンクショナルダイエット協会
理事長 白澤 卓二